



ごみ・くらし



ごみとリサイクル

家庭ごみの分別と収集は？

生活環境課 廃棄物対策係 ☎ 49-7013

市が収集する家庭からのごみは、次の表の4種類のごみ袋で分別収集しています。ごみを出す時の注意点は、次のとおりです。

- ①お住まいの地区の「ごみ出しカレンダー」を見て、決められた日の午前6時から午前8時30分までの間に出す。
- ②決められた場所に出す。 ③正しく分別して出す。 ④決められた方法で指定ごみ袋の色を守って出す。

家庭ごみの4種分別ごみを出す日および内容については、最新の「ごみ出しカレンダー」でご確認ください。

市が収集するもの	ごみ袋	家庭ごみの例	出し方の注意点
	燃えるごみ 宇和島市指定 大40円/枚 小20円/枚	■プラスチック類 ■生ごみ ■落ち葉・木くず(2袋程度) ■衣類・布類・皮革類	- ごみ袋を片手で持てる重さで出してください。 - 紙おむつは汚物を取り除き、丸めて出してください。 - 廃食用油は市役所及び一部の公民館に持ち込めます。 - 生ごみ処理機等を利用してごみの減量化にご協力ください。 - 白色トレーはスーパー等の店頭回収もご利用ください。 - ふとん、カーペット、毛布等の燃えるごみは50cm以下に切断したものに限りです。
市が収集するもの	ごみ袋	家庭ごみの例	出し方の注意点
	燃えないごみ 宇和島市指定 大40円/枚 小20円/枚	■陶磁器類 ■ガラス類 ■小型家電(指定袋に入る程度) ■その他(かさ・電球など)	- ごみ袋を片手で持てる重さで出してください。 - レジ袋などで袋を2重にしてはいけません。(2重袋にすると中が見えず、回収作業に危険を伴うため) - ガラス、刃物などの危険物は紙に包んで「キケン」と表示してください。



ごみ・くらし

〈 広告 〉

ゴミ処分・家屋解体の事ならお任せ下さい。

家屋解体

宇和島市 山本建設

検索

家庭のゴミ



産業廃棄物

有限会社 山本建設

お気軽にご相談下さい！

☎ (0895) 24-1417

宇和島市坂下津甲407-169
FAX0895-23-3133

市が収集するもの	ごみ袋	家庭ごみの例	出し方の注意点
	びん・缶 宇和島市 指定 大40円/枚 小20円/枚	■空きびん類 キャップをはずし中をすすいでください。 ■空き缶類 びんと缶は混ぜて同じ袋で出してください。 割れたびんや錆びた缶も回収しますので同じ袋に入れて出してください。	▶ びん…キャップは必ずはずして、中を軽くすすいでください。 • プラスチックのキャップは「燃えるごみ」、金属製のキャップは「燃えないごみ」です。 • 割れたびんは紙か布に包んで「キケン」と表示してください。 ▶ 缶…中を軽くすすいでください。 • スプレー缶・カセットボンベは使い切り、風通しのよい所で必ず穴をあけて出してください。 • 錆びた缶も回収します。
	ペットボトル 宇和島市 指定 大40円/枚 小20円/枚	回収できるペットボトル ★飲料用・調味料用のみです。(汚れがひどい物は燃えるごみで出してください。) ★はずしたキャップとラベルは燃えるごみで出してください。	• キャップとラベルは必ずはずしてください。 (キャップとラベルは燃えるごみです) • ボトルを軽くすすいでください。 • ペットボトルの中に異物が入っているとリサイクルできません。



ごみ・くらし



市内の風景



市内の風景

市が収集しないもの	事業系ごみ	事業所から出るごみは、事業者の責任で処理してください。(詳しくは、別記『事業所から出るごみの処理は?』をご覧ください。)	事業活動に伴って生じる一般廃棄物	宇和島地区広域事務組合環境センターへ直接持ち込むことができます。 詳しくは、生活環境課または宇和島地区広域事務組合環境センター(祝森甲3799) ☎49-5040 まで、お問い合わせください。
	粗大ごみ	引っ越しなどで一時的に多量に出るごみは、一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を依頼してください(有料)。許可業者の名簿は、市のホームページをご覧くださいか、市役所生活環境課にお問い合わせください。	自転車、家具、ふとん等	
	多量ごみ		一度に多量に出るごみ(3袋を超えるごみ)	



ごみ・くらし

〈 広告 〉



(有)アイ浄化センター

(浄化槽管理・清掃・一般汲取
一般粗大ゴミ及び産業廃棄物回収)

事務所
宇和島市三間町菅根1608番地1
TEL.0895-58-4730

作業場
宇和島市三間町迫目946番地

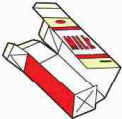
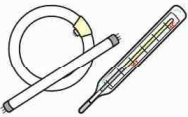
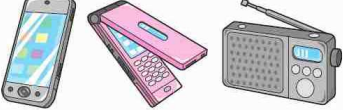
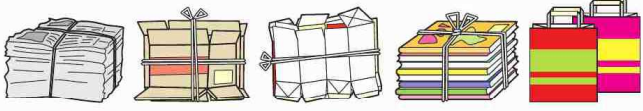
産業廃棄物収集運搬業・タンク
プール清掃・管洗浄業務・排管詰り直し

有限会社 トモエ産業

宇和島市寄松甲1285 TEL **0895-27-3275**





出し方の注意点(種類別)		
廃食用油		ペットボトル等の容器に入れ、ふたをして、出してください。 植物性油のみ。事業系は対象外です。
牛乳パック		水洗いをして、はさみ等で切り開き、乾燥させて、出してください。 中がアルミ箔のものは対象外です。
蛍光管・水銀入り体温計・温度計		蛍光管は割れないように、体温計等はビニール袋等に入れて、一緒に回収容器に入れてください。
乾電池(マンガン電池・アルカリ電池・ボタン電池・二次電池)		電池回収箱に、電池だけ入れてください。
小型家電(※家電リサイクル対象機器やマッサージチェアなどを除く。)		小型家電のボックス回収(25cmx15cm)や窓口回収(指定ごみ袋(大)に入るサイズまで)等をご利用ください。 ・ボックス回収…小型家電の回収ボックス「こでんばこ」に入れてください。 投入口(25cmx15cm)に入るサイズまで ・窓口回収…市役所(生活環境課)、各支所の窓口にお持ちください。 指定ごみ袋(大)に入るサイズまで
古紙類		種類(新聞、段ボール、紙パック、雑誌・雑がみ)ごとにひもで十文字にしばって出してください。 ※回収場所など、詳しくは「ごみの便利帳」をご参照ください。

〈 広 告 〉



限りある資源と環境を守りたい…。

私達は **資源ゴミのリサイクル** に取り組みます

鉄・非鉄の廃棄スクラップ

ダンボール等、紙製品回収・処理・再生原料

上記に伴う産業廃棄物収集

(株)清水商店

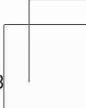
宇和島市栄町港3丁目3-12

TEL 0895-22-0350

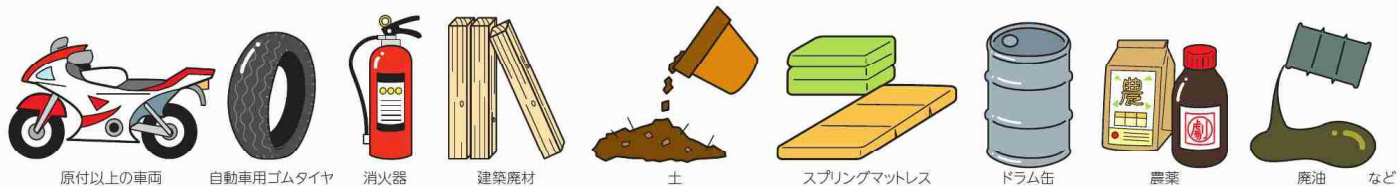
北宇和島工場

TEL 0895-25-5466

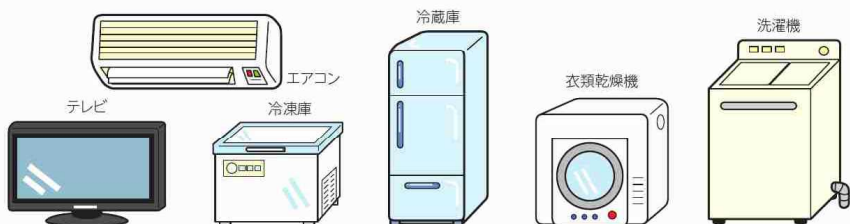
宇和島市伊吹町甲1476-3



以下のものは販売店に引きとってもらるか、専門の処理業者へ依頼してください。



家電リサイクル対象機器



詳しくは「ごみの便利帳」参照

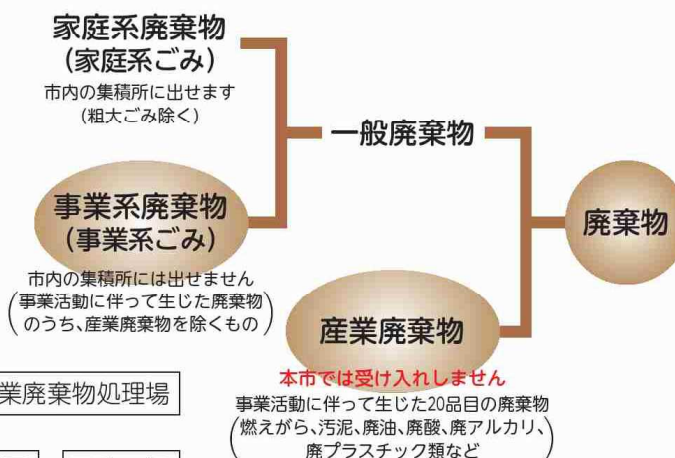
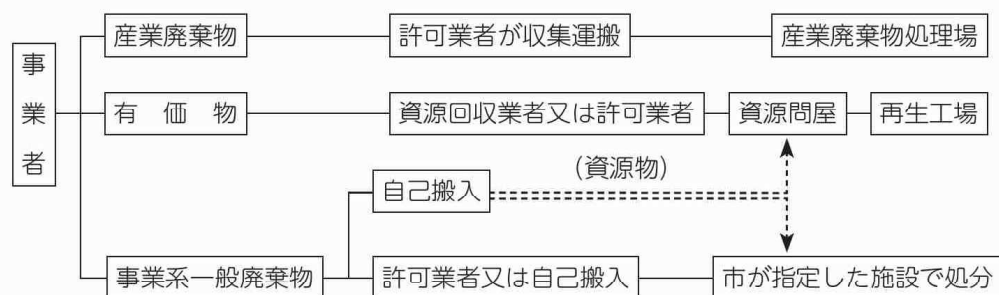
- ・有害性のあるもの(農薬、毒物、劇物など)
- ・危険性のあるもの
- ・引火性のあるもの
- ・著しく悪臭を発するもの
- ・液状のもの
- ・一辺の長さが1 m以上の廃家電製品等

大部分のイラストは「経済産業省HP」より引用しています。

事業所から出るごみの処理は？

事業者(法人だけではなく、個人事業主を含む)が事業活動に伴って排出する事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分ける必要があります。廃棄物の種類ごとに処理方法や処理先が異なります。そのため、事業系ごみは家庭用のごみ集積場所へ出すことはできません。適正な処分先へ事業者自ら運搬するか、許可を受けた(一般・産業)廃棄物収集運搬業者に運搬を委託し、適正に処理しましょう。

事業系廃棄物は、次のように処理されています。



〈 広告 〉

環境保全・商店・事業所のゴミの処理ならまかせて安心

素早く丁寧確実に

処理します!

見積り無料

持ち込み可

産業廃棄物中間・最終処分業
(安定型処分場完備・愛媛県許可3844159360号)
再生砕石(RC)製造・販売・重機クレーン作業

産業廃棄物収集・運搬
(愛媛県許可3804159360号)
産業廃棄物中間処分業
(焼却・金属くず、廃プラスチック、切断圧縮)
産業廃棄物中間処分業
(木くず・廃プラスチック・破碎チップリサイクル)
産業廃棄物最終処分業
(愛媛県許可3844159360号)
家屋解体・船舶解体処理 再生砕石(RC)製造・販売
公認60tトラックスケール(自重計)

(株)今井自動車・今井重機

〒798-0077 愛媛県宇和島市保田甲100番地
TEL0895-27-0106(代) FAX0895-27-0109
E-mail:imai.a@hyper.ocn.ne.jp

生ごみ処理機などの購入に補助は？

生活環境課 環境政策係 ☎ 49-7014

市では、電気式生ごみ処理機や生ごみ処理容器、ダンボールコンポストなどを購入した世帯に対して補助金を交付していますので、ご利用ください。

▶ 交付対象

次の対象品を市内の販売店で購入した場合
※インターネットや通信販売など、市内の販売店以外で購入した場合は対象外です。
※電気式生ごみ処理機は、戸島・嘉島・日振島・竹ヶ島の人は対象になりません。

▶ 対象品目と補助額

対象品目	補助金額	補助上限額	数量
生ごみ処理機	購入金額の 1/2以内 (100円未満 切捨て)	30,000円	1基/2年度
生ごみ処理容器		5,000円	1基/1年度
ダンボールコンポスト (一式)		1,000円	1セット/ 1年度
ダンボールコンポスト (基材のみ)		500円	3個(セッ ト)/1年度

家電リサイクルについて

生活環境課 環境政策係 ☎ 49-7014

家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫および冷凍庫(保冷庫、冷温庫含む)、洗濯機および衣類乾燥機)を処分する場合は、「リサイクル料金」と「収集・運搬料金」が必要です。対象の品を購入した小売店または許可業者に引き取りを依頼するか、家電リサイクル券を入手し、指定引取場所(株)清水商店 ☎ 22-0350に事前に連絡して自分で持ち込んでください。
※家電リサイクル券は、郵便局・ゆうちょ銀行で入手してください(振り込み手数料別途必要)。



水道

水道局 ☎ 22-5265

使用開始・中止するときは届出を

次のようなときは、3～4日前の営業時間内に、水道局へご連絡ください。

- 水道を使い始めるとき(引越し・家の新築等)
 - 水道を止めるとき(引越し・家の取り壊し・一時中止)
※お届けがないと、ご使用されていないとしても基本料金が発生します。
 - 水道料金の請求方法、請求先氏名等を変更するとき
 - 水道の所有者を変更するとき(名義変更)
 - 水道の用途を変更するとき(例:家庭用から業務用への変更)
- ※水道料金を家主・管理会社等にお支払いいただいている場合、水道局へのご連絡は不要ですので、家主・マンション管理者にお問い合わせください。

水道料金の支払いは、「口座振替」が便利

▶ 口座振替の手続き方法

市内金融機関に「水道料金口座振替依頼書」がごございます。各店舗で口座振替の手続きをお願いいたします。
ゆうちょ銀行をご希望の人は、全国いずれの店舗でも口座振替の手続きができます。「自動払込利用申込書」の払込先欄に次のとおりご記入ください。

払込先 加入者名 宇和島市水道局
口座番号 01670-3-23061
払込日 毎月12日

また、備考欄に、使用者番号とコースコードをご記入ください。

〈 広告 〉

蛇口交換・トイレのつまりから
リフォームまでご相談下さい

上下水道工事指定店・長府製作所特約店
(株)宇和島燃焼器
宇和島市和霊元町1-5-5
お見積もり 無料 ☎ 0895-24-2525

ご家庭から企業まで
お気軽にお問い合わせ下さい。

産業廃棄物収集運搬
美装一式

CLEANING COMPANY
南国商事 株式会社
【本 社】
〒798-3302 宇和島市津島町高田甲381-1
TEL 0895-32-5858
FAX 0895-32-6050
【宿毛支店】 【中村営業所】

市外で口座振替の手続きをする場合

次の口座振替取扱金融機関であれば市外の店舗の口座でも振替ができます。金融機関の窓口で手続きを行えない人は業務課料金係までご連絡ください。口座振替依頼書を郵送させていただきます。

業務課 料金係 ☎22-5265(内線4235)

取扱金融機関

愛媛銀行、伊予銀行、四国銀行、高知銀行、香川銀行、宇和島信用金庫、四国労働金庫、えひめ南農業協同組合、ゆうちょ銀行、愛媛県信用漁業協同組合連合会、吉田町漁業協同組合

手続きに必要なもの

通帳、通帳届出印

検針にご協力を

2ヵ月に1回、水道メーターの検針を行います。メーターボックス付近に物を置いたり、近くに犬をつないだりしないでください。家の増改築などでメーターボックスが屋内や床下になるときは、検針しやすい場所に移設してください。(移設費用は個人負担)

漏水に注意

家中の蛇口をすべて閉めてから、水道メーターを見てください。星形のパイロットか1リットル針が動いていたら、漏水の可能性あります。市指定給水装置工事事業者で早めに修理してください。(修理費用は個人負担)

時々、水道メーターを確認する習慣をつけてください。

星形パイロット

1リットル針



漏水した場合、減免の対象となることがあります

地下埋設管などの破損による漏水は、通常その発見が難しいため、減免の対象となる場合があります。減免を希望する場合は、「水道料金減免申請書」に修繕前後の写真と領収証を添えて、水道局窓口までご提出ください。

※減免の金額は、漏水量の2分の1です。

※下水道がある場合は、別途、都市整備課へ「下水道使用料減免申請書」の提出が必要です。

メーター器の取り替え

計器の誤差をなくすため、有効期間(8年)が定められています。取り換えの際は、業者が訪問します。ご協力ください。

※「私設の水道メーター(子メーター)」について

子メーターにも有効期限(8年)が定められており、所有者・管理者の皆さまで、交換していただく必要があります。検定期間を過ぎて使用した場合、計量法による罰則規定が適用されますので、ご注意ください。

水道が故障したとき

市指定給水装置工事事業者へ依頼してください。(修理費用は個人負担)



ごみ・くらし

〈 広告 〉

水まわりのトラブル

- ◎蛇口の水漏れ
- ◎排水のつまり
- ◎トイレの水漏れ
つまりなど...

お気軽にお電話でご相談下さい！

ウォーターライフサポート

宇和島市中央町1-2-4

☎0120-006-741

TEL.0895-24-4611



下水道

都市整備課 ☎ 49-7027

きれいな水で、快適な暮らしを

汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせる下水道は、快適な生活を支える重要な施設。市の生活排水処理は、公共下水道、漁業集落排水、浄化槽（合併処理浄化槽）で処理しています。

このようなときは届出を

次のようなときは、都市整備課までご確認ください。

- 新たに下水道を使用するとき
- 引っ越しのとき
- 使用者や所有者が変わったとき
- 使用を中止・廃止したいとき
- 引き落とし口座を変更したいとき
- 地下水等を使い、その汚水を下水道へ排水している人で使用人数に変更があるとき

▶ 持ち物 印かん

使用料

下水道施設の維持管理に必要な費用の一部を負担するもので、使用水量に応じて算定。使用料の支払いは毎月、上水道の料金と一緒に請求されます。（口座振替が便利）

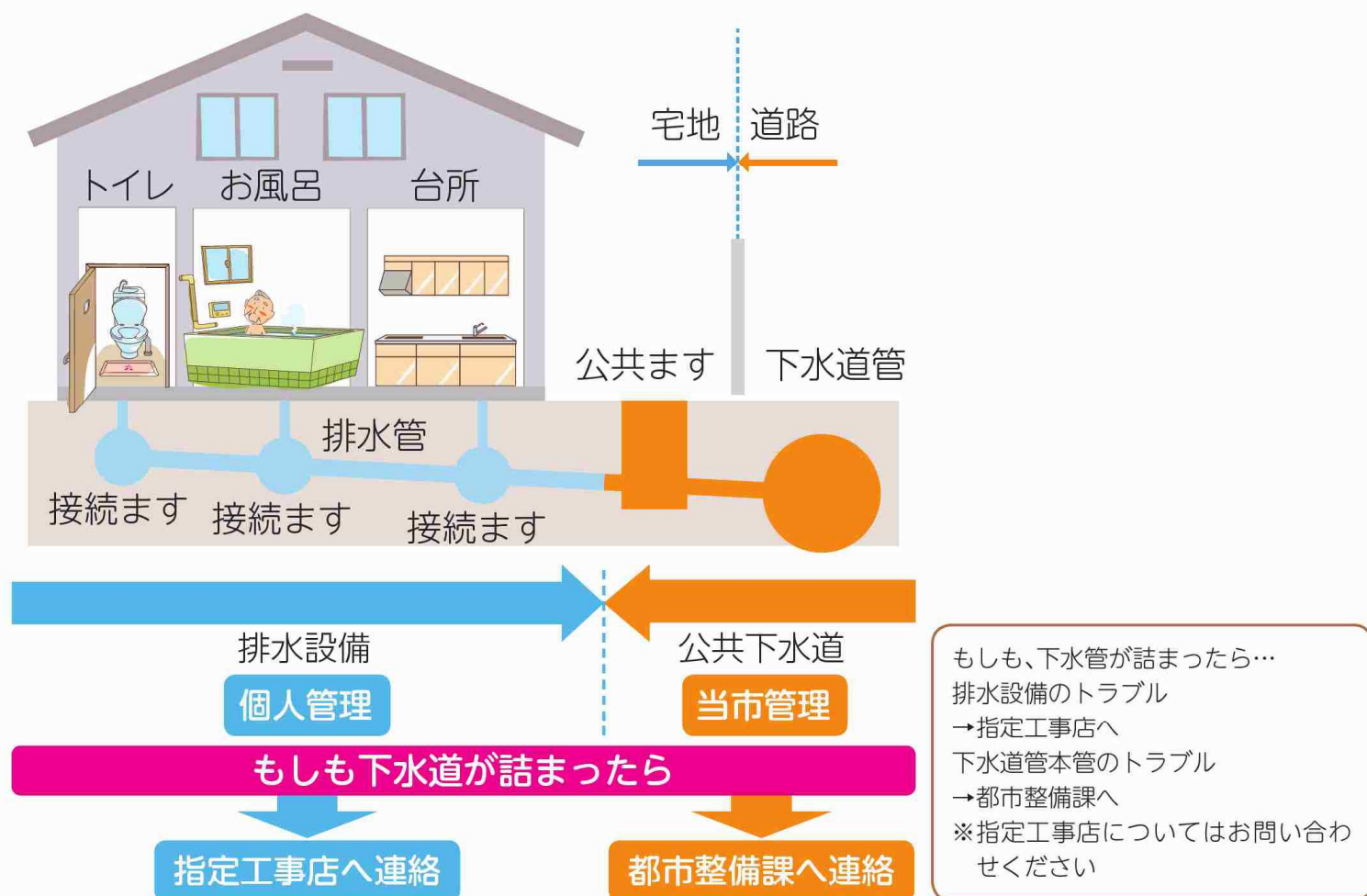
（税込）

	基本水量	基本料金	超過料金（1㎡につき）	
一般汚水	8㎡	864円	9㎡～20㎡	145.8円
			21㎡～30㎡	156.6円
			31㎡～50㎡	167.4円
			51㎡～100㎡	178.2円
			101㎡～	189.0円
湯屋汚水	排除汚水量1㎡につき32.4円			

排水設備工事・維持管理

家庭内の雑排水（台所、風呂、水洗トイレなどの汚水）を下水道に流すために設置された排水管などの施設を排水設備といいます。下水道の供用開始後、排水設備の工事を行うことで、下水道に接続し生活排水を流すことができます。（排水設備工事・維持管理は個人負担）

▶ 排水設備（分流式下水道の場合）





漁業集落排水

水産課 ☎ 49-7024

漁業集落排水は、漁村世帯の生活環境の向上・漁場の水質保全などを目的に、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を処理場に集め、きれいにして海に戻す施設です。

- ▶ **対象区域** ▶ うわうみ地区…矢の浦、小矢の浦、甘崎、番匠、魚泊、水荷浦
▶ 津島地区……竹ヶ島、平井、田風

- ▶ **接続方法** 整備された区域内において接続する場合、市指定工事店での宅内排水設備工事(工事費自己負担)が必要となります。公共ますの有無や本管の整備状況、市指定工事店など詳しくはお問い合わせください。

- ▶ **使用料** (税込)

施設名	区分	使用料(1月につき)				適用範囲
		基本水量	基本使用料	超過使用料 (排水汚水量1立方メートルにつき)		
遊子地区浄化センター	汚水	8立方メートルまで	1,814.4円	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	248.4円	し尿及び家庭雑排水
				30立方メートルを超え 50立方メートルまで	280.8円	
				50立方メートルを超えるもの	324.0円	
竹ヶ島・平井・田風 浄化センター	汚水	10立方メートルまで	3,780.0円	10立方メートルを超えるもの	162.0円	し尿及び家庭雑排水

- ▶ **維持管理** 各施設とも維持管理業者に委託しています。
お気づきの点などがありましたら、点検時にお気楽にお声がけしてください。



浄化槽設置に補助金

生活環境課 環境衛生係 ☎ 49-7013

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する人に設置費用を補助しています。(予算の範囲内)

- ▶ **対象区域**
公共下水道計画区域以外の市内全域を対象としています。
なお区域内であっても、向こう7年供用開始の見込みがない場合は対象とします。

▶ **補助金額**

人槽	新築	改造
5人槽	168,000円	332,000円
7人槽	207,000円	414,000円
10人槽	276,000円	548,000円

※補助要件など詳細については、お問い合わせください。

▶ **申請の注意点**

- 必ず浄化槽の設置前に申請してください。
- 工事は、申請した年度内に完了する必要があります。
- 補助基数に限りがあり、受け付けできない場合があります。

▶ **維持管理**

設置後、保守点検・清掃・水質の法定検査を行う義務があります。

▶ **浄化槽の休止**

長期間使用しない浄化槽は休止することができます。休止すれば、保守点検・清掃・法定検査を受ける必要はありません。



ごみくらし

し尿処理

生活環境課 廃棄物対策係 ☎ 49-7013

し尿、浄化槽汚泥のくみ取りは、市で許可した業者が行っています。直接、許可業者へご連絡ください。許可業者についてはお問い合わせください。

火葬場

生活環境課 環境衛生係 ☎ 49-7013
市民課 ☎ 24-1111 吉田支所 市民保険係 ☎ 49-7093
三間支所 市民保険係 ☎ 49-7099
津島支所 市民保険係 ☎ 49-7056

火葬場一覧

施設名称	所在地	電話番号
静愁苑	寄松甲1438	27-0182
吉田斎場	吉田町東小路乙5	52-0783

火葬場の予約

市民課または各支所市民保険係にお問い合わせください。
※夜間および土日祝日は、市役所(☎24-1111)または各支所(吉田支所☎52-1111、三間支所☎58-3311、津島支所☎32-2721)にお問い合わせください。

ペット

生活環境課 環境衛生係 ☎ 49-7013 FAX 24-1140
吉田支所 福祉環境係 ☎ 49-7095
三間支所 福祉環境係 ☎ 49-7101
津島支所 福祉環境係 ☎ 49-7058

犬・猫の引取りは？

飼い犬・飼い猫の引取りはできない場合があります。やむを得ない事情で犬・猫を飼えなくなったときは、新しい飼主を探す努力をしてください。もし見つからなかったときは、生活環境課または各支所へご相談ください。

※土・日・祝日の引取りは行っておりません。

※飼い主からの犬・猫引取りは、手数料が必要です。(生後91日以上:2,000円/一頭(匹)、生後90日以内:400円/一頭(匹))

犬の登録・狂犬病予防注射は？

生後91日以上の飼い犬は、必ず生涯一度の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けなければなりません。登録は、生活環境課または各支所で手続きしてください。狂犬病予防注射は、最寄りの動物病院(登録もできます)で受けてください。ただし、一部取り扱いをしていない病院もありますので確認してください。

▶登録に必要なもの 登録料3,000円、印かん

飼い犬の死亡・変更の届け出は？

次のような場合、飼い主は印かん、犬の鑑札、狂犬病予防注射済票をお持ちのうえ、速やかに生活環境課または各支所へ届け出をしてください。

- 犬の登録
- 犬の所在地の変更
- 犬の所有者の変更



ごみ・くらし

〈 広告 〉

快適な生活と
美しい環境をつくる
お手伝い

濱

有限会社 吉田町清掃社

し尿汲取 浄化槽清掃 浄化槽管理
浄化槽施工 産廃収集運搬(汚泥)

〒799-3751
宇和島市吉田町沖村甲324番地1
tel/fax 0895-52-1730

有限会社 南海清掃社

し尿汲取(旧宇和島市南部、旧津島町北部)
浄化槽維持管理・清掃のご相談承ります。

宇和島市夏目町1丁目7-3
TEL 0895-22-1040
FAX 0895-23-3977

宇和島市津島町高田丙268-12
TEL 0895-32-5460

営業時間/8:00~17:00(電話受付)
定休日/日曜日(その他不定休)



契約トラブルなどの相談は、消費生活センターへ

宇和島市消費生活センター(市役所企画情報課 2Fコミュニティ推進係内) ☎ 20-1075

契約トラブルや架空請求など、消費生活全般に関する相談を受け付けています。専門の相談員が、公正な立場で対応します。
困ったことは消費生活センターへご相談ください。

こんな電話は詐欺です

手口が巧妙化しています。

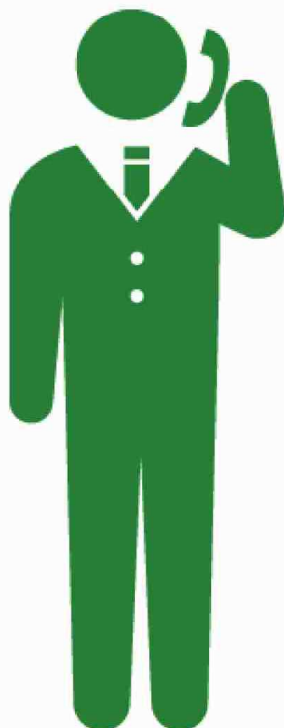
電話で次のような言葉が出たら、1人で悩まず、必ず警察に通報してください。

知り合いや市職員などを名乗ってきた場合は、本人や市役所へ確認をしてください。

払い戻し・還付金があるからATMへ

還付金がATMで受け取れることはありません！

未納の料金があるけど、今日中にお金を払えば訴訟を取り下げます



権利を譲ってください

コンビニでプリペイドカード(電子マネー)を購入してください

名義を貸してください



ごみ・くらし

宇和島警察署 ☎ 22-0110



住まい



耐震

木造住宅耐震診断・耐震工事費用の補助

建築住宅課 ☎ 49-7028

技術者による木造住宅の耐震診断が受けられたり耐震診断や耐震改修に必要な費用の補助が受けられたりします。

	木造住宅耐震診断(派遣)	木造住宅耐震診断(補助)	木造住宅耐震改修工事
対象住宅	次の事項のすべてに該当する住宅 (1)昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅(枠組み壁工法、丸太組工法、大臣などの特別な認定を得た工法のものとは対象外) (2)階数が2階以下で延べ面積が500㎡以下のもの (3)次のどちらかの用途の住宅 ・専用住宅(共同住宅および長屋住宅は対象外) ・併用住宅(延べ面積の過半の部分が住宅の用途に供されているもの)		次の事項すべてに該当する住宅 (1)同左 (2)同左 (3)同左 (4)既存木造住宅の耐震診断を実施し、評価を受けた結果、補強が必要なもの
対象者	対象となる住宅の所有者		同左
対象となる耐震診断・耐震改修工事	愛媛県木造住宅耐震診断事務所の登録を受けた建築士事務所が、愛媛県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき実施する耐震診断		次の事項すべてに該当する工事 (1)愛媛県木造住宅耐震改修補助マニュアルに基づき実施する耐震改修工事 (2)愛媛県木造住宅耐震診断事務所の登録を受けた建築士事務所が工事監理を行うこと (3)耐震改修工事業者は、愛媛県木造住宅耐震改修登録事業者であること
補助金の額	登録業者の中から業者を派遣 負担金は3,000円か9,720円	補助対象経費の3分の2以内で 上限4万円	補助対象経費以内で上限114万円 ※施工業者が補助金の代理受領を行うことが可能

※補助対象経費に消費税などは含みません



木造住宅耐震シェルター等整備事業補助金

危機管理課 ☎ 49-7006

住宅の地震対策は耐震化が基本ですが、耐震シェルター、防災ベッド等を既存の住宅内に設置することにより、地震による家屋の倒壊から一定の空間を確保して命を守ります。

対象者	旧耐震基準(昭和56年以前に建築)の木造住宅に居住の市民 当補助金の交付を受けて、既に耐震シェルター等の整備がされていないこと 木造住宅耐震改修補助事業の補助金の交付を受けて改修工事を行っていないこと
対象経費	補助対象建築物内に整備する耐震シェルター等 ※1戸につき1台 当該耐震シェルター等の購入・運搬及び整備に要する費用
補助金の額	補助対象経費の2分の1以内で上限20万円



〈 広告 〉

金澤 畳 製作所

畳一筋三代目

津島町下畑地甲477

代表者 金澤嘉重

☎ 090-9552-9917

総合不動産業

フルタカ産業(株)

宅地建物取引業愛媛県知事(4)第4648号
建築士会インスペクター登録第38160107号
応急危険度判定士愛媛県知事1230号
被災宅地危険度判定士愛媛県知事1349016号
2級建築士愛媛県知事4579号

買う前・売る前に
建物状況調査(インスペクション)
してみませんか?

電話
相談

※建物状況調査とは、建物の基礎、外壁等に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化事象・不具合事象の状況を目視、計測等により行う調査(国土交通省より平成30年4月1日から施行)

宇和島市天神町2-18 マルタカ天神ビル2F

TEL:0895-24-6600

FAX:0895-24-6636

船田運送有限会社

安心・信頼・低価格

- 家屋解体業
- ダンプ業
- 土地造成・砂利運搬
- 産業廃棄物収集運搬・処分業
- マリーナ船田(船預かり)

宇和島市津島町高田甲2592番地

TEL.0895-32-3537

FAX.0895-32-3061

E-mail:funadaunsou@md.pikara.ne.jp



家を建てる・買う

建物を建築するときの手続き

建築住宅課 ☎ 49-7028

新築・改築・増築などをするときは、工事に着手する前に建築確認申請書などを提出してください。

木造住宅を建築するときの補助金

農林課 ☎ 49-7022

南予産材を使用して木造住宅の建築を行う場合、上限25万円を補助。市の予算内での交付です。

▶ 補助対象

自ら居住するため、市内に建築または購入する場合

▶ 補助対象住宅

次の事項すべてに該当するもの

- 南予産材（南予圏域で伐採された木材を市内の製材工場で加工した製材）を50%以上使用して建築する木造住宅
- 床面積が66㎡以上の木造住宅
- 住宅の構造を支える主要部材に木造を用いた在来工法（軸組工法）で建築の木造住宅
- 市内に事務所がある施工業者で建築の木造住宅

▶ 補助金額

木造住宅に使用する南予産材の材積1㎡に対して、1万2,000円を乗じて算出した金額（千円未満切り捨て）を交付。上限は25万円。



住まい

〈 広告 〉



白蟻予防・駆除 ハチ駆除

 **有限会社 白蟻研究社 高倉**

（公社）日本しろあり対策協会正会員

代表取締役 柴田 将志

〒798-0027 宇和島市柿原甲898-3

TEL0895-25-1076

FAX0895-24-0426





公営住宅

建築住宅課 ☎ 49-7028

▶ 申込方法

毎年3月に、翌年度分の補欠入居者抽選会を行い、空室が発生した際の案内順を決めています。

また、補欠入居者の登録がない空室が発生した場合は、広報・HPにて募集をします。

なお、随時の申込も可能ですが、補欠入居者案内順の次に登録されることとなります。

▶ 入居資格

- 宇和島市に住民登録をしている者または宇和島市内で勤務している者
- 住宅に困窮している人
- すでに公営住宅に入居していないこと
- 申込世帯全員の名義の住宅がないこと
- 申込世帯の合計収入が基準を超えていないこと

- 申込世帯全員が市税などを完納していること
- 申込世帯全員が暴力団員でないこと

※単身者は3DK以上の部屋への申し込みができません。

※シルバーハウジング(伊吹北)は、60歳未満の人は申し込みできません。

▶ 収入基準

申込世帯全員の過去1年間の収入から、公営住宅法で定める控除額を差し引いて12(月)で割った額が15万8,000円以下。

ただし、小学校就学前の子供のいる世帯などは、21万4,000円以下、特定公共賃貸住宅近家塩浜は15万8,000～25万9,000円となります。

▶ 家賃

入居世帯の収入に基づき、公営住宅法および市営住宅管理条例に定める方法で計算します。



住宅リフォーム補助制度

建築住宅課 ☎ 49-7028

▶ 補助対象者 次のすべてに該当する者

- ① 市内に住み、持ち家住宅(市内にある親または子の住宅を含む)かつ自ら居住する住宅(以下「同住宅」と言う。)のリフォーム工事等しようとする者
- ② 同住宅に居住する人全員の所得総額が400万円以下であること
ただし、当該年度において、18歳以下の子供とその親が属する子育て世帯については、400万円に子ども1人につき50万円を加算した金額以下であること
- ③ 同住宅に居住する人全員が、市税などを完納していること
※公共補償、他の補助制度の交付を受ける場合や箇所は、対象になりません。

▶ 補助対象住宅

- 建築後10年以上経過した住宅
- 所有者がリフォームすることを承諾している住宅

※集合住宅では申請者の居住用に使う専有部分、事業等併用住宅では居住部分のみが、対象になります。

▶ 補助対象工事

市内建築業者等がおもな施工業者であり、補助対象経費が50万円以上の工事

▶ 補助率

補助対象経費の10%(上限20万円)

ただし、前述の子育て世帯については、補助対象経費の15%(上限30万円)

※掲載情報は平成29年度現在のものです。

〈 広告 〉

新築工事 リフォーム工事 宅地分譲販売 高気密高断熱住宅 分譲用地募集中



MORIKAWA

有限会社 森川工務店

建築工事一式・設計施工・リフォーム・土地販売・仲介

宇和島市恵美須町2丁目4番22号 TEL0895-24-3245 FAX0895-23-0453

営業時間/8:00～18:00 定休日/日曜日 E-mail:mori0115@mxl.netwave.or.jp P あり



空き家をきちんと管理しましょう

日常的に使用・管理されていない建物は、居住中の建物と比べて傷みやすいといわれています。換気がほとんどされないことから湿気が内側にこもり、木材部分を腐らせるなど老朽化が進みます。

空き家の放置がトラブルの原因に

建築住宅課 ☎ 49-7028

倒壊・破損のトラブル

- 地震や台風で瓦が飛んで、他の建物を傷めたり、人にけがをさせたりする
- ※建物の保存に問題があり、他人に損害を与えた場合、損害賠償責任を負うことになります。庭木や生け垣が原因で発生した事故も損害賠償責任を問われることがあります。



不審火などの火災

- 放火などのターゲットとして狙われやすい



防犯や防災上のトラブル

- 空き家に侵入した不審者による放火や犯罪の温床となる
- 地震発生時に倒壊し、避難経路を塞いだり、火災を広げたりして二次災害を招く



景観、衛生上のトラブル

- 草が生い茂ってハチが巣を作ったり、野生動物がすみついたりする
- ごみなどが不法投棄され、ハエや蚊を繁殖させ苦情が出る



倒壊などの危険や衛生上の問題があったり、景観を損ねていたりする空き家は、特定空家として認定される恐れがあります

▶ 特定空家に認定されると次のような措置の対象となります

①助言と指導 所有者等に対し改善するよう猶予期限を設けて指導します。

②勧告 空き家の放置を続け、改善勧告を受けた場合は、固定資産税特例措置の対象外になります。特例措置から外れると、宅地に対しての固定資産税が増額されます。

③命令 勧告しても改善がない場合は、猶予期限を設けて命令を出します。

④代執行 命令後、期限までに改善されない場合は、代執行を行い強制対処します。かかる費用は所有者の負担です。手数料や請負代金、補償料などかかった経費のすべてを請求されることになります。

住まい

〈 広告 〉

不動産の 買取専門店

3億円分
買取します

有限会社トヨハウス 宇和島市弁天町1丁目1番5号
(公社)愛媛県宅地建物取引業協会会員 愛媛県知事(3)4978号

弊社の直接買い取りで
仲介手数料は0!

売買ハウス エイブルネットワーク
宇和島店内

0895-26-5310

メール: info@toyohouse.co.jp

不動産の「どうしよう...」
悩まずご相談ください!

- ☐ 相続した家を空き家のまま放置している
- ☐ 資金調達のため素早く現金化したい
- ☐ できれば売却しても自宅に住みたい
- ☐ 実家の親と同居することになったので今の家を手放さないといけない
- ☐ 売却したいけど周りに知られたくない
- ☐ 子供は遠方で生活しているし相続の時に不動産を残しておきたくない

など不動産のお困りごとは住人十色

売るためではなく、まずはスッキリするために
相談・査定を依頼してみませんか?